

法人会だより

かつしかの窓

2019
Vol.377
盛夏

きっと
そのために
夏もアイスも
あるんだよ

青空の下で
食べるアイスって
美味しいね

Contents

第七回定時総会が盛大に開催	2~3
退任・新任のご挨拶	4~5
新任役員の紹介	6
会員増強功労者表彰	7
私のおすすめ 台湾	8
法人会活動レポート	9

Break time-Book Review	10
葛飾税務署からのお知らせ	11
葛飾都税事務所からのお知らせ	12
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	13
「中川に親しむ集い」のご案内/説明会のご案内/編集後記	14
地球温暖化対策報告書について	15~16

第七回定時総会が盛大に開催

日時：六月十一日

場所：葛飾法人会館三階 大会議室



会長 挨 拶

増田新会長誕生

さらなる結束と発展を誓う

平成三十年度を締めくくり令和の時代に向かって船出する定時総会が多数の来賓の臨席を得て盛大に開催された。

小倉総務委員長が司会を。増田副会長の開会の言葉に続き、片岡会長より挨拶が。公益社団法人として出発してより満6年、会費値上げ等の試練を乗り越え今日順調に活動ができていることに対し会員への深い感謝の念を述べた。

続き片岡議長のもと報告事項、そして議題が提起され滞りなく承認可決された。また今年は役員改選年度に当たり、増田新会長はじめ新理事・新監事人事が会員に承認された。

来賓祝辞として、渡邊葛飾税務署長、有賀東京



会場 風景

都葛飾都税務所長、青木葛飾区長が当会の活動へ感謝し、今後の活動にさらなる期待を寄せた。税理士会からは関本葛飾支部長、葛飾納税貯蓄連合組合からは幸徳会長より祝辞が。

続き上部団体表彰が七名の方に行われ、最後に宮下副会長の閉会の言葉をもって総会の締めくくりとした。

この後、別会場にて新理事・新監事による理事会が開催され、新しい人事が承認され。メイン会場にて増田会長による就任抱負が力強く述べら



増田新会長挨拶

続き、組織委員会による会員増強功労者表彰に入った。冒頭、中村副会長が、会員増強運動への感謝とさらなる協力を訴えた。表彰は丁寧に部門ごとに行われ、受賞者も感想を述べるなど会員増強に向け共闘を誓い合った。

新体制を寿ぎ、第二部懇親会が盛大に開催。会場には、晴れ晴れとした会員来賓の歓声があふれた。



青木葛飾区長のご挨拶



有賀葛飾都税事務所長のご挨拶



渡邊葛飾税務署長のご挨拶



御来賓の皆様



幸徳葛飾納税貯蓄組合連合会長のご挨拶



関本東京税理士会葛飾支部長のご挨拶



情報交換会風景

● 退任のご挨拶 ●



前会長
片岡 嘉治

昭和五十年十月、葛飾法人会第六支部から分離独立して第二十六支部（後の西亀堀八支部、現上千葉支部）が新設された時が私と法人会との関わりの始まりでありました。以来、今日迄、四十三年間、法人会と共に歩んで参りましたが、その間、平成五年には西亀堀八支部長を拝命し、本部理事となり、常任理事、副会長を経て、平成二十七年に伝統ある葛飾法人会の会長に推挙されました。二期四年間務めさせて頂き、この度、第七回公益社団法人葛飾法人会の定時総会に於いて退任することになりました。任期中は税務当局並びに関係各団体の皆様、そして、当会役員、各会員の皆様より多大なる御支援、御協力を賜り、大過なく任を終える事が出来ました。衷心より感謝申し上げる次第であります。

さて、法人会のあゆみを私なりに大きく四つに区切るとすれば、一期目は設立から社団法人に移行するまでの創成の時期、二期目は私が支部長を拝命した翌年（平成六年）、法人会が過去最大の会員数（8263社）を記録し、全てに活気と

明るさに満ち溢れていた組織拡大の時代。三期目は既に日本経済はバブルが崩壊して、「失われた二十年」と呼ばれる不況の時代に入り、その後、追い打ちをかけるようにリーマンショックや郵政民営化による簡易保険の取扱手数料の減収などの影響を受けて、組織力、財務力共に弱体化を余儀なくされた時代であります。そして、四期目は平成二十年に公益法人制度改革の関連三法が施行され、当会も平成二十五年四月より一般社団法人から公益社団法人に移行することとなり、この時を境に次の時代へ大きく舵を切り、事業の在り方も大きく変わりつつある現下の時代であります。当初、私が会長として腐心したことは、公益社団法人に移行したことにより、今までは会員の皆様のみに行っていたサービスを不特定多数の非会員の皆様にも等しく提供しなければならぬ事に対し会員の皆様に御理解が得られるかということでした。しかし、このことには、支部長さんや、役員の皆様の努力で、それほど時間を必要としませんでした。逆に、非会員の皆様に是非ご理解して頂きたかったことは、新任のあいさつの時も誌面で述べましたが、区内の法人企業はその多くが中小零細企業であります。その大小を問わず、何らかの形で社会に貢献する義務があるといわれています。体力のある会社は自身でできますが、小さいが故に企業責任としての社会貢献をしたくても出来ないとき、公益社団法人葛飾法人会に入会して仲間と成れば共

に責任を果たすことが出来ます。当会の存在価値はその受け皿となることであると考えています。この事への理解が広く進めば組織強化にもつながりますが、残念ながらまだまだ十分理解が進んでいないように思われます。

本部執行部の副会長さん方は、四年前の役員改選に於いて八人の内五人が改選され執行部に加わった若い優秀な副会長ばかりであります。まさに、あの時が当会の世代交代の時であったと認識しております。私の会長としての大きな役割の一つは、上手に世代の引継ぎをする事にあると考えて居りました。おかげさまで、それぞれ四年の経験を重ねて、この度副会長全員が留任し、新たに女性初の堀切副会長を加え、会長を含め九人の執行部体制で引き続き葛飾法人会の舵取りをする事と成りました。今後は、増田新会長を中心にして地域社会に貢献する責任ある団体としてさらに発展されますことを期待しております。

法人会と関わった四十三年間は永くもあり、短くもあつた気がいたします。多くの人と出会い、いろいろな経験もさせて頂いたとき、苦勞もありましたが、私の人間形成の多くが法人会活動の中で育まれたものと、心から感謝しております。

最後になりますが、伝統ある葛飾法人会の益々の発展と会員の皆様の御事業のご繁栄、ご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、退任の挨拶といたします。

● 新任のご挨拶 ●



新会長
増田 充孝

六月十一日に開催されました公益社団法人第七回定時総会およびその直後に開催されました新役員による理事会におきまして第十三代会長として選任していただきました。正直なところ、はたして自分がその責務を全うできるのか、会員の皆様に迷惑を掛けることにならないかと不安を感じております。

当会は昭和二十四年に葛飾法人納税協力会として活動を開始し、翌年に葛飾法人会と現在の名称になっております。法人会は良き経営者の団体として申告納税の適正化を推進するとともに、それに必要な税制度を正しく理解するため研修会を頻繁に開催してきました。昭和三十九年には社団法人第一号として認可を受け、平成二十五年には新しい公益法人基準に則り公益社団法人となりました。

公益社団法人となった現在では、地域の活性化にも力をいれており、地域交流に加え、健康増進をテーマにグラウンドゴルフ、次代を担う子供たちの育成に少年野球教室、地域防災の理解のため

に「中川に親しむ集い」、緊急時に備えての救命講習会等々、様々な事業を企画し実施しております。

是非とも会員のみならず一般の地域の方々にも気軽に参加していただきたいと考えています。また、このような活動に興味を持たれた方は会員として仲間になっていただければ幸いです。

法人会に加入するメリットは公益を目的とする社会貢献活動をする傍ら、地域の方々との交流をととして、税務や経営に関する情報、異業種の経営者との情報の交換ができ、また社会に出たばかりの若手後継者の育成にも必ずや役に立つものと確信しています。

私と法人会との関わりは昭和五十年代の半ばに、青年部（当時ジュニアクラブと称す）に入会したのが始まりでした。様々な活動が新鮮に感じられ、先輩方のリーダーシップに憧れ、ワクワクしながら参加していました。同世代の仲間との活動や研修旅行、親会（本部）事業の合同研修会への参加、税制改正や相続税等の研修会と楽しみながら多くのことを学んだことは私の財産となっています。

バブル経済の破綻以降、会員の減少が続く、簡易保険の団体取扱収入も無くなり厳しい予算のなか、会員の交流事業を削らざるを得なくなり、一方で公益社団法人化により地域社会に向けた事業展開に予算を振り分けることとなり、積み立てを取り崩しながらの運営でしたが、三年前に会員

の皆様のご理解により会費の値上げを認めていただき、現在は収支均衡の状態を保っています。当面の課題はこの法人会の活動が永続的に続けられる様、如何に当会の求心力を高めるかだと考えています。会員の増強を推し進めながら、少しでも会員の交流の場を増やし、会員の皆様と意見交換のなかで法人会の将来像を描き、それに向けて邁進していきたいと考えています。会員の皆様のご指導ご協力を宜しくお願いいたします。

～ 告 白 ～

葛飾企業人 次回は(株)富士金属さんを
紹介予定です。楽しみに!!

【A】 当社は、昭和24年に設立された、葛飾区にある、金属加工業の会社です。当社は、創業以来、常に「品質第一」をモットーとして、お客様からのご愛顧をいただいております。当社の主力製品は、自動車部品、機械部品、金型などです。当社は、最新の設備を導入し、高精度の加工を実現しております。また、お客様のニーズに応じた、柔軟な対応を心がけております。当社の強みは、技術力、品質、そして、お客様の満足度を重視することです。当社は、これからも、お客様の信頼を得るために、努力を続けてまいります。

【B】 当社は、昭和24年に設立された、葛飾区にある、金属加工業の会社です。当社は、創業以来、常に「品質第一」をモットーとして、お客様からのご愛顧をいただいております。当社の主力製品は、自動車部品、機械部品、金型などです。当社は、最新の設備を導入し、高精度の加工を実現しております。また、お客様のニーズに応じた、柔軟な対応を心がけております。当社の強みは、技術力、品質、そして、お客様の満足度を重視することです。当社は、これからも、お客様の信頼を得るために、努力を続けてまいります。

【C】 当社は、昭和24年に設立された、葛飾区にある、金属加工業の会社です。当社は、創業以来、常に「品質第一」をモットーとして、お客様からのご愛顧をいただいております。当社の主力製品は、自動車部品、機械部品、金型などです。当社は、最新の設備を導入し、高精度の加工を実現しております。また、お客様のニーズに応じた、柔軟な対応を心がけております。当社の強みは、技術力、品質、そして、お客様の満足度を重視することです。当社は、これからも、お客様の信頼を得るために、努力を続けてまいります。



一点一点大切に
お客様の信頼を得る

株式会社富士金属
代表取締役
増田 充孝

京成高砂駅、京成船場駅、京成八幡駅の京成線3駅から約15分の徒歩圏にある株式会社富士金属は、創業以来、常に「品質第一」をモットーとして、お客様からのご愛顧をいただいております。当社の主力製品は、自動車部品、機械部品、金型などです。当社は、最新の設備を導入し、高精度の加工を実現しております。また、お客様のニーズに応じた、柔軟な対応を心がけております。当社の強みは、技術力、品質、そして、お客様の満足度を重視することです。当社は、これからも、お客様の信頼を得るために、努力を続けてまいります。

新任役員のご紹介



社会貢献副委員長
川上 直息



厚生副委員長
小野瀬 祐次



税制副委員長
渡邊 信之



組織副委員長
石原 祐治



東四つ木支部長
太田 弘一郎



小菅支部長
大庫 惣一



四つ木五支部長
渡部 幸一



女性部会長
坂巻 茂里



南水元支部長
庵原 皓司



東新小岩支部長
鹿住 良人



東立石支部長
尾口 武弘

令和元年度
新任理事・支部長のご紹介

右記諸氏は、会長、理事・監事として永年にわたりそれぞれの要職にあつて積極的に会の発展に尽力され、組織の拡充強化と納税の高揚に貢献されました。その功績は極めて顕著なものがありません。退任にあたり深甚なる謝意を表します。



退任役員に対する感謝状の贈呈
治郎男 一夫 彦男子 行夫
嘉一 郁宏 康勝 光惠 敏邦
岡澤 山藤 川藤 瓶島 崎
片瀧 古近 江近 二花 辻山
(敬称略)

● 会員増強功労者表彰

会員増強功労者表彰では、平成三十年度会員増強推進運動の経過報告が行われ、増田会長から各部門の代表支部と個人の代表者に表彰状が手渡された。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ 増加率代表 | 山崎南水元支部長 |
| ・ 達成率代表 | 永井お花茶屋支部長 |
| ・ 加入数代表 | 大貫東新小岩支部長 |
| ・ 加入率代表 | 渡部四つ木五支部長 |
| ・ 総合代表 | 金井細田支部長 |
| ・ 個人感謝状支部代表 | 細田支部 美濃康文 |
| ・ 個人感謝状保険会社代表 | 大同生命保険(株) 宮坂美津枝 |
- (敬称略)



加入率代表 渡部四つ木五支部長



加入数代表 大貫東新小岩支部長



増加率代表 山崎南水元支部長



個人表彰 保険会社代表 大同宮坂さん



個人表彰 細田支部 美濃さん



総合代表 金井細田支部長

- 東法連永年勤続役員表彰
- 財務委員長 白倉 龍太郎
事業研修副委員長 齋藤 信夫
高砂支部長 高尾 茂夫
お花茶屋支部長 永井 孝志
- 東法連会員増強功労者表彰受表彰者
- 細田支部幹事 青木 博元
東新小岩支部長 大貫 賢充
お花茶屋支部相談役 細谷 恒明

- | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 細谷 恒明 | 大貫 賢充 | 青木 博元 | 永井 孝志 | 高尾 茂夫 | 高砂 信夫 | 齋藤 信夫 | 白倉 龍太郎 | 篠原 裕一 | 瀧澤 一郎 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|

東京法人会連合会関係表彰者のご紹介

令和元年六月十二日(水) 一般社団法人東京法人会連合会第七回通常総会が明治記念館において開催されました。当会では次の方々を受表彰披露されました。(敬称略、役職は平成三十年度)

片岡会長お疲れ様 でございました♡



二期四年間、葛飾法人会会長としてその要職にあつて組織の発展のためにご尽力いただきました片岡会長が会長職をご退任されました。

私のおすすめ 台湾

女性部会長

坂巻 茂里

国立故宫博物院、九份、中正記念堂、龍山寺、淡水、夜市、忠烈祠、北投温泉、日月潭、鳥来……有名な観光地がたくさんありますが、私の

おすすめ台湾は、「阿里山の御来光です。」台湾最高峰いや東アジア最高峰の玉山（標高三九五二メートル）三系から顔を出す日の出は、息をのむ美しさと言われています。また台湾最強のパワースポットで、桜の季節が一番良いと言われています。昨年の夏、念願かなって阿里山へ行ってきました。台湾嘉義県に位置する阿里山は、一つの名前ではなく祝山、大塔山など十八の山々からなる国家風景区（国定公園）です。日本統治時代一九三四年には、新高阿里山国立公園として日本の国立公園に指定されていました。玉山連峰に沿った二〇〇〇メートル級の一帯は、「阿里山国家森林遊楽区」として「阿里山森林鉄道」「御来光」「巨木の森」「高山茶」と魅力のあるところです。日本統治時代一八九九年、阿里山鉄道は、ヒノキを運ぶ目的で建設されました。靖国神社の神門や東大寺大仏殿の垂木など、日本の多くの神

社仏閣に上質のタイワンヒノキが使われているそうです。

私たちは、阿里山国家森林遊楽区の中にある阿里山賓館に前泊しました。一〇六年の歴史のあるホテルで、日本統治時代は招待所として使われていたそうです。標高二二七四メートル台湾国内最高の高さに位置します。本館は、大正二年に建てられヒノキ造りで、蒋介石をはじめ歴代の大統領など海外の有名人も宿泊したそうです。新館（現代館）は、ロビーに入ると高い空間の天井、ガラス越しに流れる滝が見え、森林との調和が素敵なホテルです。

翌朝、三時半出発、夜中から雨がシトシト降っていました。朝になっても止みません。夏なのに気温一〇度、寒いです。このままだと御来光を見る事は難しいかなと、思いながらバスに乗り込みました。

五分で阿里山駅に着き、ホームには、瞬く間に人が集まって来ました。

ここから世界三大鉄道の一つである阿里山森

林鉄道に乗り、展望台のある祝山駅まで二十五分です。祝山駅に着くと、みんな早足で展望台を目指します。色んな国の人たちの話し声で静寂どころではありません。だんだん雨が上がり、薄っすらと下の方に雲海と山並みが観えた途端、ここにいる全ての人が静寂の中に包まれ、一点を祈るように見つめ始めました。厚い雲がなかなか動きません。少しあきらめかけた時、厚い雲が動き出し薄っすらと光が差し始めました。

「ウォー」御来光です。多くの人たちの歓喜の声。

来て良かった！桜の季節に、もう一度訪れたいと思いました。



法人会活動レポート

女性部会

4月25日

第14回全国女性フォーラム富山大会



平成31年4月25日(木) 受付開始11:00～
会 場 富山産業展示館 テクノホール法人会
全国女性フォーラム参加人数 1,600名
わが葛飾法人会女性部会は堀切、坂巻、大嶋 3名参加致しました。

女性部会

4月19日

第7回通常総会



本部より片岡会長はじめ、役員の方々、葛飾税務署の渡邊署長はじめ幹部職員4名のご出席を賜り、第7回通常総会が多数の女性部会員出席のもと開催され全ての議案の承諾を頂きました。今年度は女性部会も役員改選にあたり、長年勤められた堀切部会長が退任され坂巻茂里さんが新女性部会長に就任しました。

青年部会

6月3日

齊藤前青年部会長慰労会



6月3日に齊藤前部会長の慰労会を浅草ハレテラスにて行いました。OB諸先輩方をはじめ総勢31名にて盛大に行うことが出来ました。

セミナー

5月17日

「やさしい相続税・贈与税」



税務大学校専門教育部教授の櫻井和彦氏を招き、相続税・贈与税をやさしく解説して頂きました。

第35回 葛飾区産業フェア **入場無料**

写真は昨年のオープニングです。



葛飾の技術と味・匠の祭典です。

前半 工業・商業・観光展 10/18金-20日

後半 農業・伝統産業展 10/27金-27日

会場：青戸／テクノプラザかつしか

時間：午前10時～午後5時

(但し、20日⑧・29日⑧は午後4時まで)

主催：葛飾区・葛飾区産業フェア運営委員会
東京商工会議所 葛飾支部

多くの方のご来場
お待ちしております!!

株式会社カナン企画
かつしか農業・流通委員会



金子 高一郎

第35回
葛飾区産業フェア
実行委員長

Break Time



Book Review



AI vs. 教科書が読めない子どもたち

新井 紀子 東洋経済新報社 二〇一八

■「いつたいシンギュラリティは来るのか？」

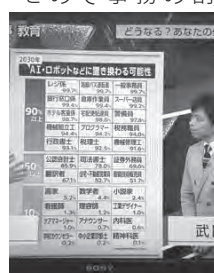
本書の著者、新井紀子氏は東京大学受験合格を目指すAI（人工知能）「東口ボくん」を産み育ててきた数学者である。

「東口ボくん」はすでに偏差値難関私立の一部の学科も合格するまでの実力を持ち始めている。ではこのまま成長して東大にも合格し、果てはAIそのものが人間の知能を超え凌ぐような所（シンギュラリティ）は到来してしまうのか？著者の答えはNOである。

所詮コンピュータは計算機であり、論理、確率、統計処理という数学の域をでないであり、人間のように『意味』を解する」ということはありえないからである。ただし、問題はただの計算機にすぎないAIに代替されない人間が何割あるかということなのである。

■四十九%の仕事がAIに取って代わられる

ある予測によると、二〇三〇年には五割近くの職業がAIに代わっているだろうとのことである。九十%以上の中にはわが税務署や税理士が含まれているのは笑えない事態だ。AI時代の失業の危機は現実だ。ではAIに置き換えることのできない人間の能力とはいかなるものか。それは「意味を解する」こと。またある研究者は「創造力、接客力、管理能力」だという。



(NHK「クローズアップ現代」『AI時代の仕事 教育』)

今、シリコンバレーのITエリートたちは自分の子弟をある学校に通わせる。そこではデジタル機器一切使用禁止、音楽に合わせてクラス全員で協力してアート作品を造り、五感を使って自然の素材を彫塑したりの物づくり、生身の経験をさせることによって世界や社会を理解するという授業を行う。AIを使いこなすにはこうした人間力が必要だということを親は熟知しているからだ。

■日本の教育が危ない

次の二つの文が表す内容は、「同じ」か「異なる」か。「幕府は、一六三九年、ポルトガル人を追放し、大名には沿岸の警備を命じた」「一六三九年、ポルトガル人は追放され、幕府は大名から沿岸の警備を命じられた」

当然、「異なる」が正解。しかし全国の中学生八五七人の正答率は、なんと五十七%。「二択問題」の正答率は当てずっぽうでも五十%になることを考えれば、驚異的な低さと言える。

十年後の子供や孫たちの活躍する世界はきっと劇的に変わっているに違いないが、新井によると、AIに取って代わられない人間を育てるための教育を考えると、今の日本の教育は深刻な状況らしい。(S)

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>



葛飾税務署からのお知らせ

財務省・内閣官房

「10月1日以降2%値下げ!」という 値下げセールをしたらダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきます!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、 便乗値上げになるからダメ?



コストが上昇。
商品を値上げしても
いいのかな?

▶ **OK!!**

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これはNG

- 事実に反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

セール・「今だけお得」関係	消費者庁表示対策課	03-3507-8800(代表)
便乗値上げ関係	消費者庁消費者調査課	03-3507-9196
価格表示関係	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111(代表)
転嫁拒否関係	公正取引委員会消費税転嫁対策調査室	03-3581-5471(代表)
	中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定 ガイドライン

検索

転嫁対策 事業者向け パンフ

検索

事業者の
皆さまへ

10月1日

こんな値付けはNGと思っていないませんか?
**消費税率引上げ前後の
値上げ・値下げ**



葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

一都税についてのお知らせ

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜減免対象＞

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

＜取り壊した家屋＞

- ☐ 不燃化特区内に所在する
- ☐ 家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上）
- ☐ 不燃化特区の指定期間中に取り壊されている（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（令和2（2020）年4月1日から令和2（2020）年12月31日までに新築した場合は、令和3（2021）年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）

＜新築した住宅＞

- ☐ 不燃化特区内に所在する
- ☐ 耐火建築物又は準耐火建築物
- ☐ 検査済証の交付を受けている
- ☐ 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和2（2020）年12月31日まで
- ☐ 居住部分の割合が2分の1以上

＜所有者＞

- ☐ 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

＜減免される期間・税額＞

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

＜減免を受けるための手続き＞

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

＜不燃化特区＞

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

平成31年度特別区民税・都民税のお知らせ

＜問い合わせ先＞ 課税係 直通 03-5654-8550

皆さんに納めていただいている大切な特別区民税・都民税（住民税）は、福祉・教育・まちづくりなどに使われ、・飾区を支える土台となっています。

平成31年度の住民税は、平成30年1月から12月までの1年間の所得に対して課税します。区から送付する特別徴収の税額決定通知書や普通徴収の税額決定納税通知書の内容をご確認の上、納期限内の納入・納付をお願いいたします。

なお、・飾区の今年度の住民税の通知書や証明書の年度表示は「令和元年度」ではなく、「平成31年度」と表示します。の表示はできませんのでご了承ください。（平成31年度と表示されていても有効です。）

事業所などの給与事務担当の方へ

＜問い合わせ先＞ 課税係 直通 03-5654-8550

事業所等で従業員の方の所得税や住民税の納入などを担当している方向けに、令和元年（平成31年）分の年末調整等説明会を行います。この説明会の資料は10月下旬ごろ送付予定です。ぜひご参加ください。

日時・会場については、確定次第「広報かつしか」や葛飾区ホームページでご案内します。

【内容】

給与所得者の年末調整の仕方と法定調書・住民税に係る給与支払報告書の作成・報告などについてわかりやすく説明します。また、必要な帳票類を会場でお渡しします。

（給与支払報告書等帳票類については、10月下旬から税務署及び区役所税務課（3階321番窓口）で随時お渡しします。）

住民税の普通徴収（個人納付）の方へ

＜問い合わせ先＞ 収納管理係 直通 03-5654-8280

納期内の納付にご協力をお願いします。便利な金融機関の口座振替をご利用ください。

各納付期限は次のとおりです。

第二期 9月2日（月） **第三期** 10月31日（木） **第四期** 令和2年1月31日（金）

【納付場所】各金融機関、郵便局（ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストア、区役所税務課（本館3階321番④の窓口）、区民事務所及び区民サービスコーナー。納付書は令和2年6月30日まで使用できます。

【その他の納付方法】 Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、モバイルレジ及びインターネットサイトの「Yahoo! 公金支払」を利用したクレジットカード

■ 表紙のイラストについて ■



令和始まって最初の夏を迎えました。

昨年の平成最後の夏は大変な酷暑となりましたが、今年もなかなかの暑さかもしれません。

表紙の姉弟は金町の葛西神社に来たようです。創建は平安末期元暦2年(1185年)、当時の上葛西、下葛西を合わせた三十三郷の総鎮守として下総国香取神宮の分霊をお祀りしたとされています(葛西神社HPより)。また葛西雛子の発祥の地としても有名です。

冷たいアイスが美味しい暑い夏、熱中症にはくれぐれもご注意ください。

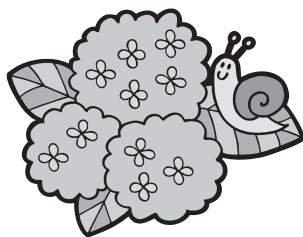
イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

盛夏には、来年世界のアスリートの競演が楽しみです。JRの駅前で、「メイドインカツシカ」のフラワーメリーゴーランドを見つけました。太陽光で電気を蓄えて自動で内臓のタンクから水を散布するとの優れた物です、世界の祭典に採用されTV中継でワールドにちらっと映るよう折衝中です。

さて葛飾法人会定時総会は、上程議案すべて承認されました。暑い日が続きます、葛飾の力はパワフル自信いっぱいですね。

(広報委員長 細谷政男)



「東立石緑地公園で中川に親しむ集い 2019」のお知らせ



第5・6地域事業部

令和元年10月27日(日) 午前10時から今年で7回目を迎える「東立石緑地公園で中川に親しむ集い」を開催します。

●日 時：令和元年10月27日(日)
10時～15時

●会 場：東立石緑地公園
および中川テラス

釣り体験や凧づくり体験その他の防災体験プログラムなど親子で楽しめる企画が盛りだくさんで毎年好評を頂いておりますが、今年は新しく出来た「奥戸防災船着き場」と「東立石防災船着き場」を結ぶ「レスキュー渡し船」の試験運転も行います。是非多くの皆様のご来場をお待ちしております。



◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時 間	場 所
8月2日(金)	13:30～16:00	葛飾法人会館
9月4日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
9月11日(水)		
10月9日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
12月3日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
7月24日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
10月23日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓
Vol.377

令和元年7月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 増田 充 孝 編集人 細 谷 政 男

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一(一)の上部欄外の右上部分にこのシールを貼ってご提出ください。(OCR用紙には貼らないでください。)



公益社団法人 葛飾法人会員

東京都提出 「地球温暖化対策報告書」 作成希望依頼書

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します。

●企業情報記入欄

法 人 名			
代 表 者 名		役職	
担 当 者 名		役職	

※代表者、担当者ともに必ずフルネームでご記入ください。

業 種	
-----	--

※業種についてはなるべく詳しくご記入ください。

例) 単に「製造業」ではなく、「プラスチック容器製造業」や「建築用金属部品製造業」等、細かく記入。

また、細かく分類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なもの一つを記入下さい。

なお、日本標準産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、詳しくご記入いただかなくてかまいません。

本社所在地	〒		
連 絡 先	Tel	fax	☎
延 床 面 積		事業所等の実績年度の エネルギー使用期間	☐ 1年度分 ☐ 1年未満
所 有 形 態	☐ 自己所有 ☐ 他者所有	報告範囲	☐ 建物の全部 ☐ 建物の一部（テナント） ☐ 建物の一部（その他）
報告範囲の 主たる用途 (延床面積の 約50%以上)	☐ 事務所 ☐ 商業施設（物販） ☐ 商業施設（飲食） ☐ 工場 ☐ 複合施設 ☐ その他（ ）		

●エネルギー使用量記入欄（年次データ-平成30年4月分から平成31年3月分まで）

使用量		
都 市 ガ ス	³ m	
L P G	³ m	
灯 油	L	
その他の燃料	単位（ ）	
電 気 (特に契約をしていない場合は、その他に記入ください。)	買電（昼：8～22時）	kWh
	買電（昼：22～翌8時）	kWh
	その他（昼夜不明を含む）	kWh
水 道	水道及び工業用水道	³ m
	公共下水道	³ m

29年度地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り組んでいる事があればご記入ください。

↑上記使用になっているエネルギーの数値をご記入ください！

◇本社以外に東京都内の支店・営業所をお持ちの方は、お手数でも用紙をコピーして、所在地・面積・エネルギーデータ等ご記入の上、支店等分の依頼書も合わせてご提出ください。

※平成30年4月から平成31年3月の途中で開設・閉鎖された、支店・営業所については、その旨をお書き添えください。

◆提出書類には会社印（丸印）が必要です。報告書作成後ご連絡をしますのでよろしくお願いします。

葛飾法人会 事務局：FAX 03-3693-3906

葛飾区内の事業所の皆様へ



初めての

書類作りを法人会がお手伝い！

地球温暖化対策報告書

を提出してみませんか？

この様なメリットも
あります！

- 葛飾法人会では、区内の事業者の皆様へ「地球温暖化対策報告書」の提出を呼びかけています。
- この報告書は、東京都条例に基づく制度で、各事業所が平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 1 年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量（料金ではなく使用量）を調べて報告書に記載し、東京都へ提出することで減税などのメリットが受けられるようになっています。
- 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせていただきます。
- このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、葛飾法人会事務局まで、FAX、または郵送にてお送りください。

FAX番号 **03-3693-3906**

送り先 〒124-0012 葛飾区立石7-29-2
公益社団法人 葛飾法人会 宛

《締 切》

令和元年 9 月 27 日(金) 法人会到着分

中小企業向け省エネ促進税制

- 中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税を減免します。

制度概要

■対象者

- ① 資本金の額が 1 億円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
- ② 「地球温暖化対策報告書」等を提出していること

■対象設備

- 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定するもの。
 - ・ 減価償却資産に限ります
 - ・ 貸付用、住宅用、中古設備を除きます

■減免額

- 設備の取得価額(上限 2 千万円)の 2 分の 1 を取得事業年度の法人事業税の税額から減免します。(ただし、当期事業税額の 2 分の 1 を限度)
- ※ 減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事業税の税額から減免可

■対象事業年度

- 令和元年 3 月 30 日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用。

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べ頂くほか、下記の各事業所にお電話にて（お手元に請求書等をお持ちになり）問い合わせ頂ければ 1 年分の確認ができます。

●電気：東京電力(株)東京カスタマーセンター（第一）

☎ 0120-995-001（フリーダイヤル） ☎ 03-6374-8936（0120 番号をご利用にならない場合有料）

●ガス：東京ガスお客さまセンター（総合）

☎ 0570-002211（ナビダイヤル） ☎ 03-3344-9100（IP 電話のご利用など）

●水道：水道局お客さまセンター

☎ 03-5326-1101

※ 自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です。

申込み・問い合わせ先

<中小企業者向け省エネ促進税制に関すること>

- ・ 所管都税務所の法人事業税班
- ・ 主税局課税部法人課税指導課 法人事業税班 **03-5388-2963**

<地球温暖化対策報告書制度 / お問い合わせ窓口>

- ・ 東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京) ヘルプデスク **03-5990-5091**



公益社団法人 葛飾法人会
社会貢献委員会